

岡山市家庭的保育事業等指導監査実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、家庭的保育事業等の適正な実施の確保及び健全な発達を図るため、児童福祉法（昭和22年法律第164号）その他関係法令に基づき、岡山市が家庭的保育事業等に対し実施する指導監査について、必要な事項を定めるものとする。

(指導監査の対象)

第2条 指導監査の対象は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める家庭的保育事業等のうち、岡山市に所在する事業所とする。

(指導監査の類型及び周期)

第3条 指導監査は、一般監査及び特別監査とする。

2 一般監査は、定期監査、臨時監査及び確認監査とする。

3 定期監査は、年1回実地により行う。ただし、別に定める基準により、適正な事業運営が概ね確保されていると認められる場合は、次条に規定する項目ごとに書面又は2箇年に1回とすることができる。

4 臨時監査は、家庭的保育事業等の運営等に問題が発生した場合、又は通報等でそのおそれがあると認められる場合、随時実地に行うものとする。

5 確認監査は、指導監査で指示した事項の改善状況を確認するため、随時実地に行うものとする。

6 特別監査は、運営等に重大な問題を有する家庭的保育事業等を対象に、随時実地に行うものとする。

(指導監査項目)

第4条 指導監査は、事業の運営管理、利用者処遇、会計経理に関する事項について行う。

(定期監査)

第5条 定期監査の実施に当たっては、国が定める主眼事項、着眼点及び本市の前年度における指導監査結果の問題点等を考慮して、毎年度当初に、定期監査にかかる実施方針及び重点事項を定めるとともに、実施計画を策定するものとする。

2 定期監査の実施に当たっては、事前に法人等に対し、監査の期日、監査を行う職員の職、氏名、監査の場所その他監査の実施に関し必要な事項を文書により通知するものとする。

3 定期監査の実施に当たっては、法人にあつては理事長から、施設にあつては施設の長から、事前に監査資料を提出させ、監査資料及び前回の指導監査の結果等の分析及び検討を行い、あらかじめ問題点の把握に努めるものとする。

(特別監査等)

第6条 特別監査、臨時監査及び確認監査の実施に当たっては、事前に法人等に対し、監査の期日、監査を行う職員の職、氏名、監査の場所その他監査の実施に関し必要な事項を文書により通知するものとする。ただし、特別な事由がある場合は、この限りではない。

(指導監査の実施)

第7条 指導監査は、指導監査担当職員2名以上で行うものとし、その内1名は、原則として係長以上の職にあるものとする。ただし、書面による場合は、この限りではない。

- 2 第4条に定める指導監査項目のうち、労務及び会計経理に関する事項については、その指導監査業務を社会保険労務士、公認会計士、税理士等に委託することができる。
- 3 指導監査を実地に行う場合は、事業所の設置者及び施設の長以下関係職員を立ち合わせるものとする。
- 4 指導監査の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意して行うものとする。
 - (1) 公正不偏を旨とし、指導援助的な態度で臨み、関係者の理解と自発的協力が得られるよう配慮する。
 - (2) 是正改善が必要な事項その他の問題点について、その発生原因の究明に努めたうえで、適正な指導又は指示を行う。
- 5 指導監査を実地に行った場合は、終了後、法人等の関係者の出席を求め、指導監査の結果について講評を行うものとする。

(指導監査後の措置)

- 第8条 指導監査を行った職員は、指導監査後、速やかにその結果について復命するものとする。
- 2 指導監査の結果、改善又は是正を文書で指示する場合は、当該法人等に期限を定めて改善結果報告書の提出を求めるものとする。
 - 3 法人等から報告された改善報告の内容が不十分である場合は、継続して指導を行うものとする。
 - 4 前項の規定にかかわらず、改善がなされず、又は改善される見込みがないと認める場合は、関係法令に基づき、事業の停止命令等必要な措置及び処分を行うことができる。

(その他)

- 第9条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年10月5日から施行し、平成29年4月1日以降の実施に係る指導監査から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年7月16日から施行する。